

滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画（第4次）の策定について

自然環境保全課生物多様性戦略推進室

1. 計画の概要

ツキノワグマは、滋賀県においては存続基盤が脆弱な希少種であるとともに、県内のツキノワグマの生息地は、東日本と西日本の個体群の分布の中継地点として、個体群間の連続性を保つうえでも重要である。一方、ツキノワグマによる人身事故の発生や林業被害（クマ剥ぎ）も生じており、人間との軋轢がある動物でもある。

このため、本県に分布するツキノワグマ地域個体群の安定維持を前提に、人身被害の回避および林業被害の減少させることを目的として、生息頭数の把握、総捕獲頭数管理および被害防除等の施策を実施している。

【第一種特定鳥獣保護計画】

第一種特定鳥獣保護計画は鳥獣保護管理事業計画に即して知事が定める任意計画。鳥獣種ごとに定め、本計画のもと各種対策を推進。生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣（第一種特定鳥獣）の保護に関する計画。

2. これまでの経過

第1次特定計画期間	平成20年11月15日～平成24年3月31日
第2次特定計画期間	平成24年4月1日～平成30年3月31日
第3次特定計画（現計画）期間	平成30年4月1日～令和5年3月31日
次期計画期間（5年間）	令和5年4月1日～令和10年3月31日

3. 計画策定スケジュール（予定）

時期	概要
令和4年6月	第1回ツキノワグマ特定計画検討会
令和4年7月	環境審議会への諮問
令和4年7月	第2回ツキノワグマ特定計画検討会
令和4年8月	第3回ツキノワグマ特定計画検討会
令和4年8月	特定鳥獣管理計画関係者検討会
令和4年9月	第1回自然環境部会（素案について）
令和4年10月	環境・農水常任委員会
令和4年10月	第2回自然環境部会（答申案について）、環境審議会の答申
令和4年11月	県計画（原案）策定
令和4年12月	環境・農水常任委員会
令和4年12月	県民政策コメントの実施、市町等への計画案に係る意見照会
令和5年3月	県計画（案）策定
令和5年3月	環境・農水常任委員会
令和5年3月	計画の策定・公表

※上記以外に、県庁関係課および県議会に随時説明。

滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画（第3次）の概要

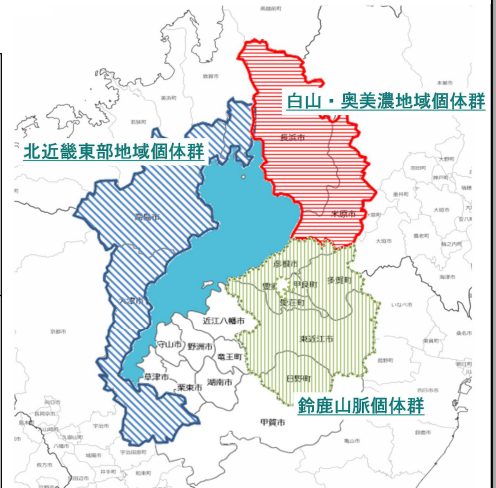
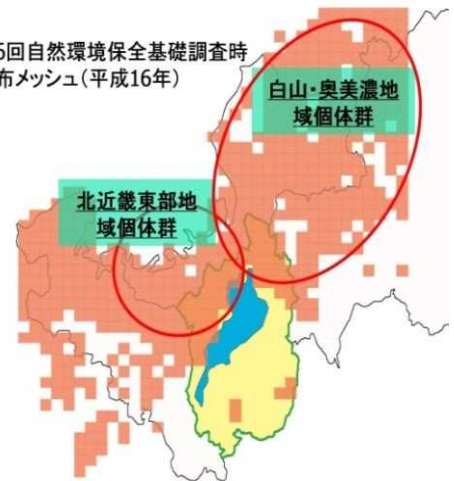
保護の目標

- 地域個体群の安定的維持
- 人身被害の回避および林業被害の軽減

計画（第3次）の概要

- 計画期間：平成30年4月1日～平成35年3月31日
- 県内の分布状況
白山・奥美濃地域個体群と北近畿東部地域個体群が分布
また、鈴鹿山脈にもごく少数生息
- 県内の生息頭数
182～467頭（代表値：現計画296頭→第3次計画324頭）
（白山・奥美濃地域個体群120～327頭、代表値223頭）
（北近畿東部地域個体群62～140頭、代表値101頭）
 - ・白山・奥美濃地域個体群…第2次計画策定時と比較し、やや増加していると推定。
 - ・北近畿東部地域個体群…第2次計画策定時と比較し、やや増加していると推定。
 - ・鈴鹿山脈のツキノワグマ…「鈴鹿山脈個体群」としてモニタリングによる実態把握に努める。
- 個体群ごとの生息頭数と保護の施策

第6回自然環境保全基礎調査時
分布メッシュ(平成16年)



1. 白山・奥美濃地域個体群 (富山、石川、福井、岐阜、滋賀) 生息頭数：2,114～2,881頭 → 個体数水準4相当 (現計画2250頭→第3次計画2500頭)	①年間総捕獲数上限 県内推定生息数の 12%、26頭とする ②狩猟 自粛を継続
2. 北近畿東部地域個体群 (福井、京都、滋賀) 生息頭数：372～550頭 → 個体数水準2～3相当 (現計画380頭→第3次計画461頭)	①年間総捕獲数上限 県内推定生息数の 8%、8頭とする ②狩猟 自粛を継続

※クマ類の個体数水準（環境省）

個体数水準1	個体数水準2	個体数水準3	個体数水準4
危機的地域個体群	絶滅危惧地域個体群	危急地域個体群	安定存続地域個体群
成獣個体数が100頭以下。分布域がきわめて狭く孤立している地域個体群	成獣個体数が100～400頭程度。分布域が狭く、他個体群との連続性少ない地域個体群。	成獣個体数が400～800頭程度。分布域が他個体群との連続性が制限されている地域個体群。	成獣個体数が800頭程度以上。分布域が広く連続的に分布している地域個体群。

計画（第3次）の概要

○ 被害防除の施策

（1）人身被害の回避

人の生活域においては、人の安全を最優先とする。

「ツキノワグマ出没対応マニュアル」を別途定め、

- ① 予防対応（クマと人間が遭遇することがないように事前に行う対応）、
- ② 一般対応（集落内などでクマの目撃があり、当面人身被害の危険性が小さい場合の対応）、
- ③ 緊急対応（人身被害を発生させる恐れが高く緊急性のある場合にとる対応）

の3段階におけるクマの出没時の県、市町、警察、住民等の関係者による対応をより一層明確化。

（2）北近畿東部地域個体群について、生息頭数の増加傾向が見られる事および人身被害の未然防止に重きをおき、個体数水準3相当の管理を行うこととし、捕殺上限割合を現行の5%から8%に引き上げる。

（3）生息環境管理

生物多様性が保全され、多様な動植物が生息・生育する豊かな森林づくりに引き続き努める。

人間の生活域へのクマの侵入を防ぐ心理的障壁とするため、林縁部の整備を行うなど、隠れ場のない緩衝地帯を設けるよう引き続き努める。

（4）林業被害対策

間伐等の森林整備事業に併せてテープ巻による被害防除対策を進める。

○ その他保護のために必要な事項

・モニタリングの実施

県は市町等関係機関と連携の上、生息状況、被害発生状況、被害防除実施状況、捕獲状況のモニタリングを実施し、その結果を保護の方針に反映する。

・堅果類の豊凶状況調査と警戒警報の発令

県は、クマの出没予測に資するため、毎年堅果類の豊凶調査を実施し、クマの大量出没の危険性があると判断された年には、可能な限り早期にクマ出没警報を発令し、広く注意喚起を行う。

○ 計画の実施体制

・実施体制の整備

県関係機関、試験研究機関、市町、農林業者(団体)、地域住民、森林管理署、狩猟者団体等が連携するとともに、関連NPO、ボランティアからも協力を得るよう努める。

・普及啓発

クマに対する正しい知識を身につけ、適切な対応をとることができるよう、クマの生態や出没の状況について普及啓発を行う。また、被害を防止するため、県ホームページ、市町および報道機関を通じて、地域住民にクマに対する注意喚起やクマの出没等についての情報提供を行う。